

三輪田学園中学校学則

令和 8 年 4 月

三 輪 田 学 園 中 学 校

東京都千代田区九段北3丁目3番15号

電 話 東 京(3263) 7 8 0 1 (代)

三輪田学園中学校学則 令和 8 年 4 月

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本校は教育基本法および学校教育法に基づき併設型中高一貫校として小学校を卒業した女子に対して中学校普通教育を施し、真理と道徳を愛し勤労と責任を重んじ心身共に健全で情操の豊かな平和的人物を育成することを目的とする。
- 第 2 条 本校は三輪田学園中学校と称する。
- 第 3 条 本校の位置は東京都千代田区九段北 3 丁目 3 番 1 5 号におく。

第 2 章 収 容 定 員

- 第 4 条 本校の学級編成および収容定員は次の通りとする。

学 年	学 級	収 容 定 員
第 1 学 年	4学級	172名
第 2 学 年	4学級	172名
第 3 学 年	4学級	172名
計	12学級	総 定 員 516名

第 3 章 修業年限・学年・学期および休業日

- 第 5 条 本校の修業年限は 3 年とする。
- 第 6 条 学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終る。
- 第 7 条 学年を分けて次の 3 学期とする。
- 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 3 1 日まで
- 第 2 学期 9 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- 第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで
- 第 8 条 休業日は次の通りとする。
- ・国民の祝日および都民の日
 - ・本校開校記念日（4 月 2 5 日）
 - ・日曜日
 - ・夏季休業日 7 月 2 0 日から 8 月 3 1 日まで
 - ・冬季休業日 1 2 月 2 1 日から 1 月 7 日まで
 - ・春季休業日 3 月 2 1 日から 4 月 5 日まで
 - ・このほか校長が必要と認めた日
- 2 前項の規定にかかわらず、やむをえぬ事情がある場合にはこれを変更することができる。

第 4 章 入 学 ・ 退 学 ・ 転 学

- 第 9 条 本校第 1 学年に入学することの出来る者は、小学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、または年齢満 1 2 才以上でこれと同等以上の学力があると認められた者。
- 第 10 条 第 2 学年以上に編入学することのできる者は、相当年令に達しその学年の履修に必要な学力を有すると認められた者とする。
- 第 11 条 入学または転入学を希望する者に対しては選考を行い入学を許可する。
- 第 12 条 入学希望者は、所定の入学願書、その他必要な書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。
- 第 13 条 入学許可を得た者は保証人の誓約書および入学金を所定の期日までに提出しなければならない。

- 第 14 条 転学を希望する者は所定の書類にその理由を詳記して保証人から校長に届け出なければならない。
- 第 15 条 退学を希望する者は所定の書類にその理由を詳記して保証人から校長に願い出なければならない。

第 5 章 教育課程・学習評価および卒業

- 第 16 条 本校の教育課程は併設高等学校との協議を経て、必修教科・選択教科・道徳・特別活動により編成し、その教科名及び時数表は別表の通りとする。
- 第 17 条 各学年の課程の修了は生徒の平素の成績を評価してこれを学年末に認定する。
- 第 18 条 前条により本校所定の全課程を修了したと認めた者には卒業証書を授与する。

第 6 章 保 証 人

- 第 19 条 生徒の生活と教育に責任を持つ主たる生計維持者(保護者)を保証人とする。
- 第 20 条 保証人の住所が遠隔地の場合又は成年に達しない場合は、その代理人として別に都内に居住し独立の生計を営む保証人を定めなければならない。ただしこの場合あらかじめ校長の承認を必要とする。
- 第 21 条 保証人は生徒の在学中次の責任を引き受けなければならない。
- ・ 身上に関する責任
 - ・ 学納金及び学納金にかかる遅延損害金並びに校内施設・備品などに損害を与えた場合の損害賠償金及びその遅延損害金(極度額3年間の学費等納入額相当216万円)の連帯保証
- 第 22 条 保証人に変更のある場合はすみやかに届け出なければならない。
- 第 23 条 保証人は学校教育活動に協力しなければならない。

第 7 章 教 職 員 組 織

- 第 24 条 本校の教職員組織は下記の通りとする。
- | | | | |
|---------------|--------|--------------------|--------|
| 1. 校長 | 1 名 | 5. 養護教諭 | 1 名 |
| 2. 教頭(専任 22名) | 1 名 | 6. 講師 | 10 名以上 |
| 3. 教諭(兼任 23名) | 45 名以上 | 7. 事務職員 | 4 名以上 |
| 4. 司書教諭 | 1 名 | 8. 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 | |

第 8 章 授業料・入学金・施設設備費・実験実習料および入学検定料

- 第 25 条 本校の授業料・入学金・施設設備費・実験実習料および入学検定料は下記の通りとする。
- | | | | | | | |
|-------|----------------------------------|----------|-------|--------|----------|-------|
| 授 業 料 | 第 1 学年 | 240,000円 | (半年額) | 第 2 学年 | 240,000円 | (半年額) |
| | 第 3 学年 | 240,000円 | (半年額) | | | |
| | 但し、「三輪田学園授業料減免規定」に該当する者はこれを減免する。 | | | | | |
| 入 学 金 | | 300,000円 | | | | |
| 施設設備費 | | 75,000円 | (半年額) | | | |
| 実験実習料 | | 45,000円 | (半年額) | | | |
| 入学検定料 | 1 回受験 | 23,000円 | | | | |
| | 2 回受験 | 40,000円 | | | | |
| | 3 回受験 | 50,000円 | | | | |
| | 4 回受験 | 55,000円 | | | | |
| | (転入学 | 25,000円) | | | | |

授業料等(施設設備費、実験実習料を含む)の半年額とは、前期(4月1日～9月30日)分、後期(10月1日～3月31日)分とする。

- 第 26 条 生徒が在籍する間は出席の有無にかかわらず授業料等（施設設備費、実験実習料を含む）の半年額を所定の期日までに納入しなければならない。
2. 年度途中の入学者については、納入金を在籍月に応じて月割り計算で納入しなければならない。
- 第 27 条 既納の納入金は理由の如何にかかわらずこれを返還しない。
- 第 28 条 正当な理由なくして授業料を 3 ヶ月以上滞納した者には校長は退学を命ずることがある。

第 9 章 賞 罰

- 第 29 条 成績優秀で一般生徒の模範とするに足る者はほう賞することがある。
- 第 30 条 本校の定める諸規則を守らず生徒の本分に反する等の行為のあった者に対しては、退学、訓告の懲戒処分を行うことがある。
- 退学は次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
1. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 2. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 3. 正当の理由がなく出席常でない者。
 4. 学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に反した者。

第 10 章 補 則

- 第 31 条 この学則の実施に必要な細則は校長が別に定める。

中学校教育課程表

区 分		中 1	中 2	中 3
各教科の 授業時数	国 語	175	175	140
	社 会	105	105	140
	数 学	175	140	175
	理 科	105	140	140
	音 楽	*45	70	35
	美 術	70	35	35
	保 健 体 育	105	105	105
	技 術 ・ 家 庭	70	70	70
外 国 語		210	210	210
特別の教科である道徳の授業時数		35	35	35
総合的な学習の時間の授業時数		70	70	70
特別活動の授業		35	35	35
総授業時数		1200	1190	1190

*校内音楽会の練習及び実施による 10 時間を含む

付 則

1. この学則は昭和 22 年 4 月 1 日から実施する。
2. この学則の実施に必要な細則は校長が別に定める。

付 則

（昭和 25 年から平成 21 年度まで記載省略）

付 則（平成 22. 2. 5）

この学則は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 23. 12. 12）

この学則は平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 24. 11. 6）

この学則は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 27. 3. 19）

この学則は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 29. 11. 21）

1. この学則は昭和 30 年 4 月 1 日から実施する。
入学検定料については平成 30 年度の入学生から適用する。

付 則（令和 2. 12. 3）

この学則は令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令和 4. 3. 7）

この学則は令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令和 6. 3. 25）

この学則は令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令和 6. 11. 21）

この学則は令和 7 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令和 7. 11. 19）

この学則は令和 8 年 4 月 1 日から実施する。